

公告

一般競争入札（電子入札）を次のとおり行う。

令和8年9月28日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 朽名 栄治

記

1. 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 管更生工事等積算資料作成及び工事監督支援業務（R9債）
- (2) 業 務 場 所 豊橋市東田町地内ほか
- (3) 業 務 期 間 令和10年3月17日限り
- (4) 入札方式等

本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステムにより実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければならない。

その他、詳細は豊橋市電子入札実施要領による。

2. 入札参加資格

本公告日において、令和8年4月1日付け豊橋市上下水道局公告による競争入札に参加する者に必要な資格を有し、次のいずれにも該当する者でなければ入札に参加することができない。

- (1) ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者
イ 本公告日から落札決定の日の期間において、豊橋市から入札参加停止措置に付されていない者
ウ 落札決定の日において手形交換所による取引停止処分に付されていない者
エ 落札決定の前日1年間に手形交換所規則による不渡報告に掲載されていない者
オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
カ 本公告日から落札決定の日の期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者
- (2) ア 建設コンサルタントの内、「下水道」部門で本市に登録している業者
イ 豊橋市内の本店（本社）、支店又は営業所等で本市に登録している業者
ウ 建設コンサルタント業務に係る実績高（入札参加資格審査申請書における直前2か年間の年平均実績高）が500万円以上の業者
エ 令和3年4月1日以降に、元請けとして発注者支援（積算資料作成及び工事監督支援）に係る業務を完了した実績を有する業者
オ 管理技術者に、上下水道部門「下水道」、総合技術監理部門（上下水道「下水道」）のいずれかの技術士、又は一級土木施工管理技士の資格保有者を配置できる業者

3. 契約条項を示す場所及び日時 豊橋市上下水道局経営課 本公告の日から入札日まで

4. 電子入札書及び業務費内訳書の提出期間

令和8年10月15日午前9時から令和8年10月16日午後5時まで

なお、提出期間内に到達のない入札者是不参加とする。

5. 開札予定日時及び開札場所

令和8年10月19日 午前10時30分 豊橋市上下水道局経営課

6. 入札保証金 免除

7. 予定価格及び調査基準価格

- (1) 予定価格 落札決定後（入札事務整理後）公表する
- (2) 調査基準価格 有
- (3) 失格判断基準 有

8. 設計書及び設計図面の配布

- (1) 本業務の設計書及び設計図面（以下「設計書等」という。）は、本公告日より、下記のポータルサイトからダウンロードする方法により配布する。
ポータルサイト：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>
（「入札情報サービス」－「入札公告」－「検索（調達機関は豊橋市）」）
- (2) 本業務の設計書等を入手した者について、電子入札サブシステムによる入札参加申込書を提出しない者は、入札に参加することができない。
入札参加申込書の提出期限
令和8年10月13日 午後5時
（電子入札サブシステムよりファイル添付を要求されますので、任意の空ファイル等を添付のうえ送信してください。）

9. 設計書等に関する質疑

設計書等に関し質疑がある場合は、別紙質疑書を作成し、記名のうえ、豊橋市上下水道局経営課へ提出すること。ただし、FAX又はe-mailによる提出も可能とする。（必ず電話で着信確認を行うこと。）質疑に対する回答は、令和8年10月9日午後5時までにポータルサイト入札情報サービスの入札公告ダウンロードページに掲載する。

質疑書の提出期限

令和8年10月5日 正午

質疑書の提出先

豊橋市上下水道局経営課

FAX番号：0532-55-3177

メールアドレス：keiei@city.toyohashi.lg.jp

10. 入札参加資格の確認

入札参加資格は、豊橋市建設工事等事後審査型一般競争入札実施要綱に基づき開札後に確認する。

11. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の審査の結果、資格がないと認められた者には、その理由を通知する。この通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（休日等を含まない。）以内に、当該理由について、書面により説明を求めることができる。なお、書面の様式は自由とする。

12. その他

- (1) 入札執行回数は、1回とする。ただし、開札の結果、予定価格超過により落札者がいない場合は再度入札を行う。再度入札の回数は2回までとする。
- (2) 豊橋市上下水道局契約規程（昭和42年水道局規程第7号）（豊橋市契約規則（昭和39年豊橋市規則第11号）第39条の例による）に該当する入札及び予定価格を超えた入札は無効とする。また、代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のICカードを使用する等、ICカードを不正に使用して行った入札も無効とする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金

額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額で入札すること。

(4) 低入札価格調査制度 対象

本件は、工事に伴う委託業務に係る低入札価格調査試行要領の対象業務である。調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取に協力すること。また、失格判断基準を下回った入札は失格とする。

(5) 本業務に係る契約金の請求及び支払いは、令和９年４月１日以降とする。

(6) 前払金 無

(7) 中間前払金 無

(8) 入札にあたっては、入札書に表示された入札金額に対応した業務費内訳書を添付して送信すること。なお、業務費内訳書様式は、別に示した様式を使用すること。この業務費内訳書を送信しない者は、入札に参加することができない。

(9) 契約保証金 免除

(10) 契約書作成の要否 要

(11) 調査基準価格を下回る価格で契約する場合においては、入札参加資格で定めた管理技術者等（照査技術者を除く）は、当該業務実施上必要とされる打合せに全て出席するものとする。

13. 不正行為排除

(1) 本市に談合情報が寄せられた場合で、談合の疑いが強いと豊橋市公正入札調査会が認めた場合は、すでに行われた入札を無効とすることがある。

(2) 本業務の入札等に関し、談合その他の不正行為が明らかになったときは、豊橋市上下水道局契約規程（豊橋市契約規則の例による）に基づき、賠償金を請求する場合がある。なお、契約の履行が完了した後等においてもこれを適用する。

14. 暴力団排除

(1) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合豊橋市上下水道局は一切の損害賠償の責を負わない。

(2) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、豊橋市上下水道局に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、入札参加停止措置又は契約の相手方としない措置を講じることがある。

15. 再度入札

(1) 再度入札を実施する場合は、原則、開札終了後から翌日（土・日・祝日に当たる場合は次の平日）の正午までに行うものとし、日時については、電子入札サブシステムにより通知する。

(2) 失格となった入札者は、再度入札に参加することができない。

(3) １回目の入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することができない。

(4) 再度入札に参加しなかった者は、再々度入札に参加することができない。

(5) 再度入札では、業務費内訳書の添付は不要とする。

16. 問い合わせ先

豊橋市牛川町字下モ田２９番地の１

豊橋市上下水道局経営課

電話：０５３２－５１－２７４１

メールアドレス：keiei@city.toyohashi.lg.jp

管更生工事等積算資料作成及び工事監督支援業務（R 9 債）

質 疑 書

住所

氏名

(名称及び代表者氏名)

担当者氏名

連絡先

質疑 番号	図面番号又は 設計書ページ	質 疑 内 容

※項目欄が不足する場合は、追加欄を作成してください。